

地下室・井戸における酸素濃度調査について

家屋調査により地下室又は井戸の所有が確認された方を対象として、シールドトンネルの通過前～後にご希望に応じて実施している酸素濃度調査について、杉並区内の一部の対象者に対する意向確認及び酸素濃度調査が未実施のまま、大泉側本線（北行き）シールドマシンが通過していたことが判明しました。

対象となる皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

対象となる方には個別に連絡・説明を行っており、ご希望に応じて酸素濃度調査を実施してまいります。

なお、これまでに他の対象家屋において実施した酸素濃度調査では、シールドトンネルの通過前後において、酸素濃度の低下は確認されていません。

今後は、対象者の確認及び調査実施に係る手続きを徹底し、再発防止に努めてまいります。